

速



北陸中日新聞

報

名張毒ぶどう酒事件

最高裁 審理差し戻し 取り直し

「毒物の検証 不十分」

三重県名張市で起きた「名張毒ぶどう酒事件」の奥西勝死刑囚（八四）の再審請求をめぐる特別抗告審で最高裁第三小法廷（堀籠幸男裁判長）は、毒物の検証を尽くす必要があると判断して名古屋高裁に審理を差し戻す決定をした。再審の可能性が出たが、再審開始の判断までは、なお時間を要することになった。

奥西死刑囚の七回目の再審請求を受け、名古屋高裁は二〇〇五年四月に再審開始と死刑執行停止を決定。しかし、同高裁の別の裁判部が〇六年十二月に決定を取り消し、弁護側が〇七年一月、最高裁に特別抗告していた。